（電子計算機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第二十条　電子計算機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十二年経済産業省告示第七十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1の(1)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、同(1)から(3)まで中「区分名毎」を「区分ごと」に改め、2の2―1のホ中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同2―2の(1)中「2―1に掲げる」を「2―1のハに掲げる」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改め、3中「エネルギー消費効率」の前に「1の」を加える。

（変圧器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第二十一条　変圧器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十四年経済産業省告示第七十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1の(1)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、2の2―2の(1)中「エネルギー消費効率」の前に「2―1のトに掲げる」を加え、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第5」に改め、同(2)中「基準負荷率」の前に「2―1のチに掲げる」を加える。

（磁気ディスク装置の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第二十二条　磁気ディスク装置の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十四年経済産業省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1の(1)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、同(1)及び(2)中「区分名」を「区分ごと」に、「区分名毎」を「区分ごと」に改め、2の2―1のホ中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同2―2の(1)中「2―1に掲げる」を「2―1のハに掲げる」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改める。

第二十三条　複写機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

複写機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1の(1)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、2の2―2の(1)中「複写速度」の前に「2―1のハに掲げる」を加え、同(2)中「エネルギー消費効率」の前に「2―1のニに掲げる」を加え、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改め、3の(1)中「エネルギー消費効率」の前に「1の」を加える。

（電気冷蔵庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第二十四条　電気冷蔵庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1の(1)及び(3)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、2の2―2の(1)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改め、3の(3)中「年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）」に改める。

（電気冷凍庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第二十五条　電気冷凍庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1の(1)及び(3)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、2の2―2の2―2―1の(1)中「定格内容積」の前に「2―1―1のロに掲げる」を加え、同2―2―1の(2)及び同2―2―2の(1)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改める。

（複合機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第二十六条　複合機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

複合機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、2の2―2の(1)中「エネルギー消費効率」の前に「2―1のニに掲げる」を加え、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改める。